

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成23年  
3月31日  
(木曜日)

## 目次

規則  
山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)……………一  
山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)……………三  
山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則(財政課)……………三  
告示  
周南都市計画公園事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………五  
屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定  
に関する告示の一部改正(都市計画課)……………五



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第十五号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第三目 地域振興部に属する出先機関(第十八条―第二十二条)」を、「第三目 削除」に、「第二節 病院事業に関する事務の委任(第六十二条―第六十五条)」を、「第二節 削除」に改める。

第二条第七号中、「(別に定めがあるもののほか、山口県立総合医療センター院長及び山口県立こころの医療センター院長を含む。)」を削る。

第九条第一号イ(2)中、「(指名競争入札参加者の指名及び随意契約の相手方の決定については、一億円未満)」を削る。

第十条第三号又中、「第十七条第一項」を、「第十六条第一項」に改め、同号ル中、「十七条第二項」を、「第十六条第二項」に改める。

第十三条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第二章第一節第二款第三目を次のように改める。  
第三目 削除

第十八条から第二十二条まで 削除

第二十四条第一号イ中、「こと」の下に、「(条例第十四条第一項第一号から第四号までに掲げる事務を除く。)」を加え、同号へ及びトを削り、同号ホ中、「第十条」を、「第十三条」に改め、同号中ホをトとし、トの前に次のように加える。

へ 条例第十条の規定に基づき、条例第八条の規定による許可(ホに掲げるものに係るものに限る。)を取り消すこと。

第二十四条第一号ニを削り、同号ハ中、「第六条」を、「第八条」に改め、「こと」の下に、「(条例第十四条第一項第五号に掲げる事務を除く。)」を加え、同号ハを同号ホとし、同号ロ中、「第五条」を、「第七条」に改め、同号中ロをニとし、イの次に次のように加える。

ロ 条例第五条第二項の規定に基づき、休館日に開館し、又は臨時に閉館すること。

八 条例第六条第二項の規定に基づき、開館時間を延長し、又は短縮すること。

第三十一条第三項第三号ロ及びハ中、「同条第八項」を、「同条第九項」に改め、同号ニ中、「第九条の三第七項」を、「第九条の三第八項」に改め、同号ホ中、「第九条の三第九項」を、「第九条の三第十項」に改め、同号へ、ト及びチ中、「第九条の三第十項」を、「第九条の三第十一項」に改め、同号中ネをウとし、ツをムとし、同号ソ中、「事業者又は」

を「事業者、」に、「の事務所若しくは事業場」を「その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所」に改め、同号中ソをラとし、シをナとし、同号タ中「ワ」を「レ」に改め、同号中タをネとし、ヅからヨまでをシからツまでとし、同号ヲ中、「第十二条の二第九項」を、「第十二条の二第十一項」に、「ル」を「ヨ」に改め、同号ヲを同号タとし、同号ル中、「第十二条の二第八項」を、「第十二条の二第十項」に改め、同号中ルをヨとし、ヨの前に次のように加える。

法第十二条の二第三項の規定による事業場の外において自ら特別管理産業廃棄

物

を

を

物の保管を行おうとする事業者からのその旨の届出を受けること。  
力 法第十二条の二第四項の規定によるワの保管を行った事業者からのその旨の届出を受けること。

第三十一条第三項第三号又中「第十二条第八項」を「第十二条第十項」に、「リ」を「ル」に改め、同号又を同号ヲとし、同号リ中「第十二条第七項」を「第十二条第九項」に改め、同号中リをルとし、次の次に次のように加える。

リ 法第十二条第三項の規定による事業場の外において自ら産業廃棄物の保管を行おうとする事業者からのその旨の届出を受けること。

又 法第十二条第四項の規定によるリの保管を行った事業者からのその旨の届出を受けること。

第三十一条第五項第三号イ中「第二十七条第二項」を「第二十八条第二項」に改める。

第三十二条第一号八中「第六条第五項」を「第六条第三項」に改め、同号二中「第六条第六項」を「第六条第四項」に改め、同号中ホ、ヘ及びトを削り、チをホとし、リからノまでをへからムまでとする。

第三十三条の二中「山口県華の浦学園及び」を削る。

第五十七条から第五十九条までを次のように改める。

(山口きらら博記念公園管理事務所長委任事項)

第五十七条 山口きらら博記念公園管理事務所長に次に掲げる事務を委任する。

一 山口きらら博記念公園の管理に関する事務

この号において都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)を「法」と、山口県立都市公園条例(昭和四十八年山口県条例第三号)を「条例」と、山口県立都市公園条例施行規則(昭和四十八年山口県規則第二十七号)を「規則」という。

イ 法第六条第一項及び第三項の規定に基づき、都市公園の占用を許可し、及び許可事項の変更を許可すること(法第九条の規定による国からの協議を受けることを含む。)

ロ 法第八条の規定に基づき、法第六条第一項及び第三項の許可に条件を付すること。

ハ 法第十条第二項の規定に基づき、法第六条第一項及び第三項の許可を受けた者に対して、原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置についての必要な指示をすること。

ニ 法第十七条第一項の規定に基づき、都市公園台帳を作成し、及び保管すること。

ホ 法第十七条第三項の規定に基づき、都市公園台帳を閲覧させること。

ヘ 法第二十七条第四項の規定に基づき、除去された工作物を保管すること。

ト 法第二十七条第五項の規定に基づき、保管した工作物を返還するため、条例第十一条の三第一項第一号に掲げる方法により公示をすること。

チ 法第二十七条第六項の規定に基づき、保管した工作物を売却し、及び売却した代金を保管すること。

リ 法第二十七条第七項の規定に基づき、保管した工作物を廃棄すること。

又 条例第二条第二項の規定に基づき、公園施設の使用日及び使用時間を変更すること。

ル 条例第三条第一項及び第三項の規定に基づき、都市公園内の行為の許可をし、及び当該許可に条件を付すること(許可事項の変更を許可することを含む。)

ヲ 条例第七条の規定に基づき、公園施設の使用を許可し、及び当該許可に条件を付すること(許可事項の変更を許可することを含む。)

ワ 条例第十一条の三第二項の規定に基づき、保管工作物等一覽簿を備え付け、及び関係者に閲覧させること。

カ 条例第十一条の四の規定に基づき、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くこと。

ヨ 条例第十二条の規定による同条各号に掲げる行為をした者からのその旨の届出を受けること。

タ 規則第十四条の規定に基づき、都市公園の管理について必要な事項を定めること。

(土木事務所長及びダム管理事務所長委任事項)

第五十八条 若国土木建築事務所長、柳井土木建築事務所長、周南土木建築事務所長、防府土木建築事務所長、宇部土木建築事務所長、長門土木建築事務所長及び萩土木建築事務所長並びにダム管理事務所長に次に掲げる事務を委任する。

一 ダムの管理に関する事務

イ 地方気象台から降雨に関する注意報若しくは警報が発せられた場合又は洪水が予想される場合において、洪水警戒体制を執ること。

ロ 洪水警戒体制を執つた場合において、気象及び水象に関する情報の収集、流量等の予測、洪水調節計画若しくは予備放流水位の決定又はゲート若しくはゲートの操作に必要な機械器具等の点検及び整備若しくは試運転等の必要な処置を執ること。

ハ 洪水調節又は洪水に達しない流水の調節のため、予備放流その他流水の調節に必要な処置を執ること。

ニ 洪水警戒体制を解除すること。

ホ 貯留された流水の水位がサーチャージ水位、常時満水位等を超える場合等において、流水の放流を行うこと。

ヘ 流水の放流について、その時期及び放流量を決定すること。

ト 流水の放流について、関係機関へ通知し、及び一般への周知徹底のため必要な措置を執ること。

チ ダム、ゲート、バルブ又はこれらの操作に必要な機械器具等の点検及び整備又は試運転並びに通信施設、観測器具、船舶、車両等の点検及び整備を行うこと。

リ 気象、水象その他所定の事項について、調査又は測定を行うこと。

ヌ ダム管理月報及びダム管理年報を作成し、知事（小瀬川ダム管理事務所長にあつては、知事及び広島県知事。ルにおいて同じ。）に提出すること。

ル 知事の承認を受けて、ダムの操作について必要な細目を定めること。

第五十九条 削除  
第二章第二節を次のように改める。  
第二節 削除

第六十二条から第六十五条まで 削除  
附則  
この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第十条第三号及び第三十一条第五項第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十三年三月三十一日  
山口県知事 二井 関成

山口県規則第十六号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則（昭和四十五年山口県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別記第五十一号様式中「3,300円」を「3,000円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の山口県税賦課徴収条例施行規則別記第五十一号様式の規定は、平成二十三

年四月一日から同年六月三十日までの期間分の徴収取扱費の額の算定から適用し、同年一月一日から同年三月三十一日までの期間分の徴収取扱費の額の算定については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、改正前の山口県税賦課徴収条例施行規則に定める様式による個人県民税徴収取扱費計算書を印刷した用紙で残存するものについては、その残存分に限り、これに所要の調整をして使用することができる。

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第十七号

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則

山口県使用料手数料条例施行規則（昭和六十年山口県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中三の表及び四の表を削り、五の表を三の表とし、六の表を削り、七の表を四の表とし、八の表を五の表とし、同表の次に次の二表を加える。

六 多目的ドーム使用料、サッカー・ラグビー場使用料、スポーツ広場使用料及び多目的広場使用料のうちフィールド、第二セミナールーム、サッカー・ラグビー場、スポーツ広場又は多目的広場の一部を専用使用する場合の使用料の額

区分	単位	金額	備考
フィールド	基準面積の十二分の一につき	フィールド、第二セミナールーム、サッカー・ラグビー場又は多目的広場の全部を専用使用する場合は、上記の金額に上記の割合を乗じて得た額（十円未満の端数を生じたときは、その端数を四捨五入した額）	「基準面積」とは、フィールド、第二セミナールーム、サッカー・ラグビー場、スポーツ広場又は多目的広場のそれぞれの面積をいう。
第二セミナールーム	基準面積の三分の一につき		
サッカー場	基準面積の二分の一につき		
多目的広場	基準面積の六分の		

七 多目的ドーム使用料、サッカー・ラグビー場使用料、スポーツ広場使用料、多目的広場使用料及びビーチバレー場使用料のうち器具の使用料の額

区分	種 目	金 額	備 考
野 球	ソフトボール	三百六十円	専用使用の場合にあつては、その使用する時間を個人使用の場合一回として計算する。
	サッカー	六百円	
	サッカー(子供用)	三百七十円	
	ラグビー	六百三十円	
	ホッケー	三百三十円	
	フットサル	二百三十円	
	バレーボール	四百二十円	
	パドミントン	四百四十円	
	インディアカ	四百四十円	
	庭 球	四百二十円	
	テーパーボール	六十円	
	ゲートボール	八十円	
	クロッケー	八十円	
	グラウンドゴルフ	百三十円	
	ターゲットボードゴルフ	三百二十円	
	ディスクゴルフ	八百五十円	
	ペタ ン ク	二百三十円	
	運 動 会	九千二百円	
	ビーチバレー	三百二十円	
	ピッチングマシン	八百三十円	
	ピッチングケージ	六十円	
	バッティングケージ	千二十円	
	ト ス ケー ジ	七十円	
	バ ッ ト ケー ス	四百七十円	

表 号	彰 令	映 像 装 置	映 像 器 具	金 額	備 考
台	台	装置	スクリーン	二百四十円	専用使用する時間を一回として計算する。
			デジタルビデオ	二百八十円	
			デジタルビデオ	九百六十円	
			スクリーン	百五十円	
			ビデオデッキ・テレビ	千五十円	
			マルチメディア	九百十円	
			ロジエクター	五百十円	
			スライドプロジェクター	五百十円	
			オーバーヘッドプロジェクター	百円	
			放送装置	二千七百七十円	
			電子黒板	二百十円	
			フロアシート	百八十円	
			ポールパーティション	七十円	
			スタンドパネル	八十円	
			演 台	百八十円	
			指揮用譜面台	五百二十円	
			指揮者用譜面台	二百八十円	
			演奏者用譜面台	八十円	
			音響反射板	八百十円	
			移動ステージ	三百六十円	
			デジタルスポーツタイム	八百四十円	
			スポーツタイム	八十円	
			屋根付きベンチ	六百六十円	
			ゲートボールフェンス	五十円	

ワイヤレスマイク	八十円	多目的広場又はビーチバレー場を専用使用し、上記の器具をまとめて使用する場合は、使用料の金額は、器具一式として千五百三十円とする。
ダイナミックマイク	四十円	
マイクスタンド	三十円	
カセットテープレコーダー	三十円	
増幅器・スピーカー	三百九十円	
拡声器	八十円	
テーント	四百二十円	
長机	二十円	
いす	二十円	
その他 の器具		

別表第一中九の表を八の表とし、十の表を九の表とする。

別表第二中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項から五の項までを一項ずつ繰り上げ、六の項を削り、七の項を五の項とし、八の項から十八の項までを二項ずつ繰り上げる。

別表第二の備考を次のように改める。

備考 納期限が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日にあたる場合は、これらの日の翌日をもつて当該納期限とする。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。



山口県告示第五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、周南都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年三月三十一日

一 施行者の名称

山口県知事 二井 関 成

周南市

二 都市計画事業の種類及び名称

周南都市計画公園事業五・五・四百一永源山公園

三 事業施行期間

昭和四十七年二月十二日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

周南市土井一丁目、政所二丁目、宮の前二丁目、大字富田及び大字下上

山口県告示第五十五号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示（昭和四十二年山口県告示第五十六号の二）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

一の表名称の欄中、「柳井市古市・金谷」を、「柳井市古市・金谷伝統的建造物群保存地区」に改める。

五の表中

3	周南市戸田橋東詰から山陽小野田市厚狭大橋西詰までの間
4	山陽小野田市山陽本線との交差点から下関市と山陽小野田市との境界線までの間
5	野田市大字船木字壱町田二五九一の二地先から山陽小野田市大字郡字一里ヶ谷三四六の三地先を経由して同市大字津布田字鋤先五二一の二地先までの間
6	山陽小野田市と山陽小野田市との境界線までの間
7	下関市と山陽小野田市との境界線までの間

を

3 周南市戸田橋東詰から下関市と山陽小野田市との境界線までの間

に改め、

3 周南市大字須々万本郷字田中二二七一の二地先から同市同大字三太郎三八七の八地先までの間

を削り、「一般国道四三四号

の起点」を、「一般国道三七六号との分岐点」に、

4 美祢市美東町絵堂字敷田一八八四の二地先から同市県道萩秋芳線との交差点までの間

を

平成二十三年三月三十一日発行

発行人所

山口県知事

改める。

"	"
線 船木津布田	宇部線 山口阿知須
2 / 布田線との終点まで	山口市一般国道二号との分岐点から同市市道海岸線との交差点までの間

に

"
宇部線
山口市一般国道二号との分岐点から同市市道海岸線との交差点までの間

を

2 岩国市南岩国町五丁目一般国道一八八号との分岐点か  
 3 岩国市藤生町三丁目一般国道一八八号との分岐点か  
 4 岩国市御庄町道岩国玖珂線との分岐点から同市錦帯橋東南詰までの間

に

2 岩国市南岩国町四丁目一般国道一八八号との分岐点か  
 3 岩国市南岩国町五丁目一般国道一八八号との分岐点か  
 4 岩国市海士路町一丁目一般国道一八八号との分岐点か

を

4 美祿市美東町絵堂字敷田一八八四の二地先から同市県道萩秋芳線との交差点までの間  
 5 美祿市美東町真名字代台一五二一の六六地先から同市美祿市中国縦貫自動車道との交差点から同市美東町綾木字火尻三十八の一五地先までの間

に